

2021年9月27日

安全確保命令に対する対応措置（再発防止策）の実施完了について

三菱ケミカル物流株式会社
取締役社長 横山 一郎

弊社は、令和3年（2021年）5月17日付で国土交通省関東運輸局から受領した「輸送の安全の確保に関する命令（令和3年5月17日、関海運第12号）」への対応として、令和3年6月15日付で『「輸送の安全の確保に関する命令」に関する対応措置のご報告について』（以下、「報告書」という。）を提出し受理されておりましたが、報告書の「2. 実効性のあるアルコール検査体制の確立に関する対応措置」において、既に搭載が完了していた菱幸丸以外の弊社安全管理規程適用船舶について、不正防止等の機能を備えた新たなアルコール検知器を本年9月末までを目途に搭載する旨報告致しておりました。

弊社はその後、対象船舶に対し当該アルコール検知器の搭載と船員の教育を進めて参りましたが、9月13日をもって対象船舶全てにおいて当該アルコール検知器の搭載が完了し、運用されていることを確認致しました。

これをもちまして報告書に記載した対応措置は全て完了致しましたので、本日、関東運輸局にその旨を報告し受理されました。

弊社と致しましては、二度とこのような事態を起こさないよう再発防止策を継続して実施し、船舶所有者と一体となって安全運航に努めて参ります。

本件に関するお問い合わせ先：総務部（土山、太田）
電話：03-5408-4500